

第33期東京都青少年問題協議会 第1回総会

令和5年1月23日（月曜日）
午後2時～午後3時30分
第一本庁舎42階 特別会議室 C/D

次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 副会長選任
- 4 会長挨拶（東京都知事 小池 百合子）
- 5 諮問事項
- 6 意見交換
- 7 協議会の運営
- 8 委員プレゼンテーション
- 9 閉 会

【資 料】

- 資料1 第33期東京都青少年問題協議会委員名簿及び幹事名簿
- 資料2 東京都青少年問題協議会関連規程
- 資料3 諮問事項
- 資料4 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援について
- 資料5 第33期東京都青少年問題協議会の運営について（案）

第 3 3 期東京都青少年問題協議会委員名簿

(敬称略)

令和 5 年 1 月 2 3 日現在

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	小 池 百合子	東京都知事	
都議会議員 6 人	吉 住 はるお 平田 みつよし 成 清 梨沙子 大 松 あきら 米 倉 春 奈 風 間 ゆたか	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
学識経験者 10 人	斉 藤 猛 長 友 貴 樹 大 滝 悠 那 金 子 陽 子 小 西 暁 和 杉 浦 ひとみ 田 村 節 子 土 井 隆 義 春 野 すみれ 山 本 龍 彦	江戸川区長 調布市長 早稲田大学広域BBS会会長 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構 広報啓発委員会統括 早稲田大学法学学術院教授 弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所 東京成徳大学教授 筑波大学教授 都民公募 慶応義塾大学大学院法務研究科教授	
関係行政庁 の職員 5 人	古 橋 徹 也 生 駒 貴 弘 塩 澤 健 一 永 野 靖 西 川 裕 巳	東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京労働局職業安定部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8 人	中 村 倫 治 山 下 聡 川 上 秀 一 小 西 康 弘 西 山 智 之 坂 本 雅 彦 浜 佳 葉 子 青 山 彩 子	東京都政策企画局長 東京都子供政策連携室長 東京都総務局理事 (人権担当) 東京都生活安全担当局長 東京都福祉保健局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	

第33期東京都青少年問題協議会幹事名簿

(敬称略)

令和5年1月23日現在

職 名	氏 名
政策企画局計画調整部長	佐久間 巧 成
政策企画局戦略広報部長	久保田 直 子
総務局人権部長	吉 村 幸 子
財務局主計部長	田 中 慎 一
生活文化スポーツ局都民安全推進部長	小 室 明 子
生活文化スポーツ局私学部長	戸 谷 泰 之
都市整備局市街地建築部長	三 宮 隆
福祉保健局総務部長	高 野 克 己
福祉保健局少子社会対策部長	奈良部 瑞 枝
福祉保健局健康安全部長	藤 井 麻里子
産業労働局総務部長	松 本 明 子
産業労働局雇用就業部長	山 崎 太 郎
建設局公園緑地部長	小 谷 健
港湾局総務部長	相 田 佳 子
教育庁総務部長	田 中 愛 子
教育庁指導部長	小 寺 康 裕
教育庁地域教育支援部長	岩 野 恵 子
警視庁生活安全部少年育成課長	玉 川 司
東京保護観察所民間活動支援専門官	高 橋 知 哉
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	古 舘 明 己

地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号

最終改正

平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(附則以下 略)

東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和 28 年 10 月 20 日条例第 1 0 1 号

改正 平成 12 年 10 月 13 日条例第 1 7 1 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日条例第 1 2 号

(設 置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 3 5 人以内をもつて組織する。

2 会長は、知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 東京都議会議員 6 人
- 二 学識経験者 1 6 人以内
- 三 関係行政庁の職員 5 人以内
- 四 東京都の職員 8 人以内

(委員の任期)

第 3 条 前条第二号の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長をおく。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招 集)

第 5 条 協議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(定数及び表決数)

第 7 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委 任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則（昭和 28 年 10 月 20 日条例第 1 0 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 2 8 年 7 月 2 5 日から適用する。

附 則（平成 12 年 10 月 13 日条例第 1 7 1 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 1 2 号）

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都青少年問題協議会要綱

(委員の構成)

第1条 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局職業安定部長
 - 2 東京矯正管区第三部長
 - 3 東京保護観察所長
 - 4 東京地方検察庁刑事部長
 - 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
- 2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。
- 1 政策企画局長
 - 2 子供政策連携室長
 - 3 生活文化スポーツ局生活安全担当局長
 - 4 総務局理事
 - 5 福祉保健局長
 - 6 産業労働局長
 - 7 教育長
 - 8 警視庁生活安全部長

(協議題の付議)

第2条 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに生活文化スポーツ局都民安全推進部に送付するものとする。

(幹事会等)

第3条 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。

- 2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
- 5 協議会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部において行う。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	計画調整部長
政策企画局	戦略広報部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化スポーツ局	都民安全推進部長
生活文化スポーツ局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉保健局	総務部長
福祉保健局	少子社会対策部長
福祉保健局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	民間活動支援専門官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官

諮 問

4 生安若第 6 0 2 号

東京都青少年問題協議会

会長 小池百合子 殿

青少年は、次代を担う大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、誰一人取り残すことなく、健全に成長するよう、社会全体で後押ししていく必要があります。

しかしながら、近年、様々な不安や悩みを抱えた青少年が SNS 等を通じて自らの居場所を求め、繁華街に集まり、犯罪被害等のリスクに対する認識が不十分なままこうした繁華街に滞留等する中で、児童買春等の犯罪被害に遭う事案が発生しています。

また、こうした青少年の中には薬物の過剰摂取、飲酒・喫煙等の問題行動を起こす者もいるほか、自殺事案も発生しており、こうした青少年を取り巻く憂慮すべき状況については、報道も断続的に取り上げるなど、今、大きな社会問題となっています。

今後、報道や SNS による情報拡散を通じて、こうした状況が一般に一層認知されるようになれば、更に青少年や悪意のある者が集まり、犯罪被害やトラブルが増加するなどし、更に事態が悪化する可能性も考えられるところです。

こうした状況が、青少年の健全育成に深刻な影響を与えることはいまでもありません。現在も、行政や関係団体等が、各種対策を講じていますが、十分とはいえない状況です。私たちは一刻も早く、青少年がこうした繁華街に訪れるきっかけとなる SNS に関する対策をはじめとした各種対策を一層強力で推進し、青少年が安全・安心して生活できる環境を整備しなくてはなりません。

この喫緊の課題に対処するため、都が重点的に取り組むべき対策について検討し、速やかに所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

令和 5 年 1 月 2 3 日

東京都知事 小池 百合子

記

犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援

現 状

- 家庭等に問題を抱えた青少年が、居場所を求めて繁華街（※）に昼夜を問わず集結
- 20歳未満の者の飲酒・喫煙、傷害等の問題行動のほか、児童買春等の犯罪被害も発生

※ 主として新宿区歌舞伎町の繁華街（通称ト一横）



【周辺地図】



【シネシティ広場の様子（令和4年10月22日時点）】



現在の取組

- 東京都：SNSを通じた出会いの危険性に関する啓発
- 警視庁：事件の取締り、繁華街等における街頭補導活動、ビジネスホテル等への啓発
- 新宿区：見回り・呼びかけ（警備員によるパトロール活動）
- 民間団体等：相談対応・支援

犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援について

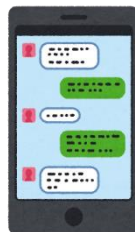
課題

- ① 一部の青少年は、各種対策によってもなお危険性を認識できず、SNS等を通じて出会った者やコミュニティに居場所を求めている
 - ② 悪意のある大人が青少年がいる場所に集まるようになっている
 - ③ ネットカフェ・ビジネスホテル等、利用のハードルが低く、児童買春等の犯罪被害の「場」となりやすい個室空間が居場所となっている
- ⇒ それぞれについて対策を講じているものの、被害状況に鑑み、更なる対策の拡充が必要

青少年問題協議会において審議いただきたい事項（案）

① 被害リスクを抱える青少年への対策

- ・被害リスクを抱える青少年の発見
- ・被害リスクを抱える青少年への働き掛け
- ・適切な相談機関の紹介
- ・青少年への効果的な啓発
- ・リスク等の実態把握 等



② 加害者となり得る大人への対策

- ・加害者となり得る大人への働き掛け
- ・実態に即した効果的な啓発 等

③ 被害場所となり得る空間への対策

- ・民間企業・団体、地域における自主的取組の促進、連携
- ・地域に即した効果的な啓発 等

第33期 東京都青少年問題協議会の運営について（案）

1 東京都青少年問題協議会の運営について

学識経験者の委員により構成する専門部会を設置し、各々検討・審議を行う。
（名簿は別紙のとおり）

会議日程（予定）

開催時期	審議
令和5年1月23日	東京都青少年問題協議会 第1回総会 ・副会長の選任 ・協議会の運営について ・諮問事項について
令和5年1月～6月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 専門部会における検討 </div>
令和5年6月	拡大専門部会 ・答申（案）まとめ 東京都青少年問題協議会 第2回総会 ・答申決定

2 東京都青少年問題協議会の公開等について

(1) 会議

協議会は公開とし、傍聴は傍聴席又はオンラインで行うこととする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。また、公開する場合においても、東京都議会傍聴規則第11条（※1）に定める者については、傍聴席に入ることができない。

会議を傍聴しようとする者は、所定の書面に氏名や連絡先等必要事項を明記しなければならない。

(2) 会議の公開

「附属機関等設置運営要綱」（62 総総行第5号）第6の2に基づき原則として公開とするが、以下の場合には、傍聴を禁止又は制限することもあり得る。

- ① 傍聴の希望人数が会場の収容人数を超える場合
- ② 個人のプライバシー保護、企業秘密保護の必要がある場合及び法令等により公開が禁止されている場合
- ③ 傍聴により委員間の率直な意見の交換等が阻害されると会長が判断した場合
- ④ その他の理由により、出席の委員の過半数が審議を非公開とすることに同意した場合

(3) 開催告知

- ① 開催日時、場所等の告知は、原則として、会議開催の10日前までに、東京都のホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載する。
- ② 告知内容
開催日時、場所、議題、傍聴の可否
傍聴可の場合（傍聴可能者数、傍聴に当たっての留意事項等）

(4) 議事録の公開

- ① 原則として、ホームページ及び東京都の都民情報ルームにて公開する。ただし、会長は、(2)②及び③に該当すると認めるとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とする。
- ② 前項により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。
- ③ 委員は、議事録の確定前に会議の内容について、公開しない。

(5) 会議資料の公開

原則として、総会終了後に、ホームページにて公開する。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(6) その他

これに定めるもののほか、会議の議事手続及びその他会議運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(※1)

東京都議会傍聴規則（昭和49年議会規則第1号）

（傍聴席に入ることができない者）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- 四 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（ただし、傍聴腕章を着用する者を除く。）
- 六 酒気を帯びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三～五 略

（傍聴人の退場）

第十五条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 議長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

[参考]

東京都情報公開条例（平成11年条例第5号）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（六～七 略）

【会場での傍聴に当たっての留意事項】

- 1 会議中は、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 携帯電話、スマートフォン等の電源は、必ず切ること。
 - (2) 指定の場所に着席してください。
 - (3) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明したりしないこと。
 - (4) 飲食や談笑をしないこと。
 - (5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと（病気その他正当な理由がある場合は、申し出てください。）。
 - (6) その他、総会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- 2 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがあります。

- 3 総会での写真撮影や録音、録画及び会議中の会議の内容に係る電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター、フェイスブック、ライン等）による発信は禁止とします。

- 4 審議の非公開の議決があった場合は、速やかに退出願います。

- 5 資料の内容によっては、持ち帰りができない場合があります。

- 6 傍聴を希望される方は、事前に電子メールにより、開催日の前々営業日の正午までに事務局へ申込みください。傍聴希望者が多数の場合は、事務局で抽選により決定します。
電子メール：S1120304@section.metro.tokyo.jp
※ 氏名、緊急時の連絡先、傍聴を希望される会議名を記入願います。

- 7 その他、不明な点は係員の指示に従ってください。

[携帯禁止物品]

銃器、棒、拡声器、無線機、ICレコーダー、カメラ、張り紙、ビラ、プラカード
旗、のぼり、垂れ幕、はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット
その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物

第3期東京都青少年問題協議会専門部会名簿

【専門部会】

(敬称略)

氏名	所属等
大 滝 悠 那	早稲田大学広域BBS会会長
金 子 陽 子	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構広報啓発委員会統括
小 西 暁 和	早稲田大学法学学術院教授
杉 浦 ひとみ	弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所
田 村 節 子	東京成徳大学教授
土 井 隆 義	筑波大学教授
春 野 すみれ	都民公募
山 本 龍 彦	慶応義塾大学大学院法務研究科教授

【事務局】

氏名	所属等
小 西 康 弘	生活文化スポーツ局生活安全担当局長
油 谷 行 泰	生活文化スポーツ局治安対策担当部長
櫻 井 壯太郎	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長

第33期東京都青少年問題協議会 第1回総会 講演
(令和5(2023)年1月23日)

青少年を取り巻く情勢と 刑事政策・青少年政策の方向性

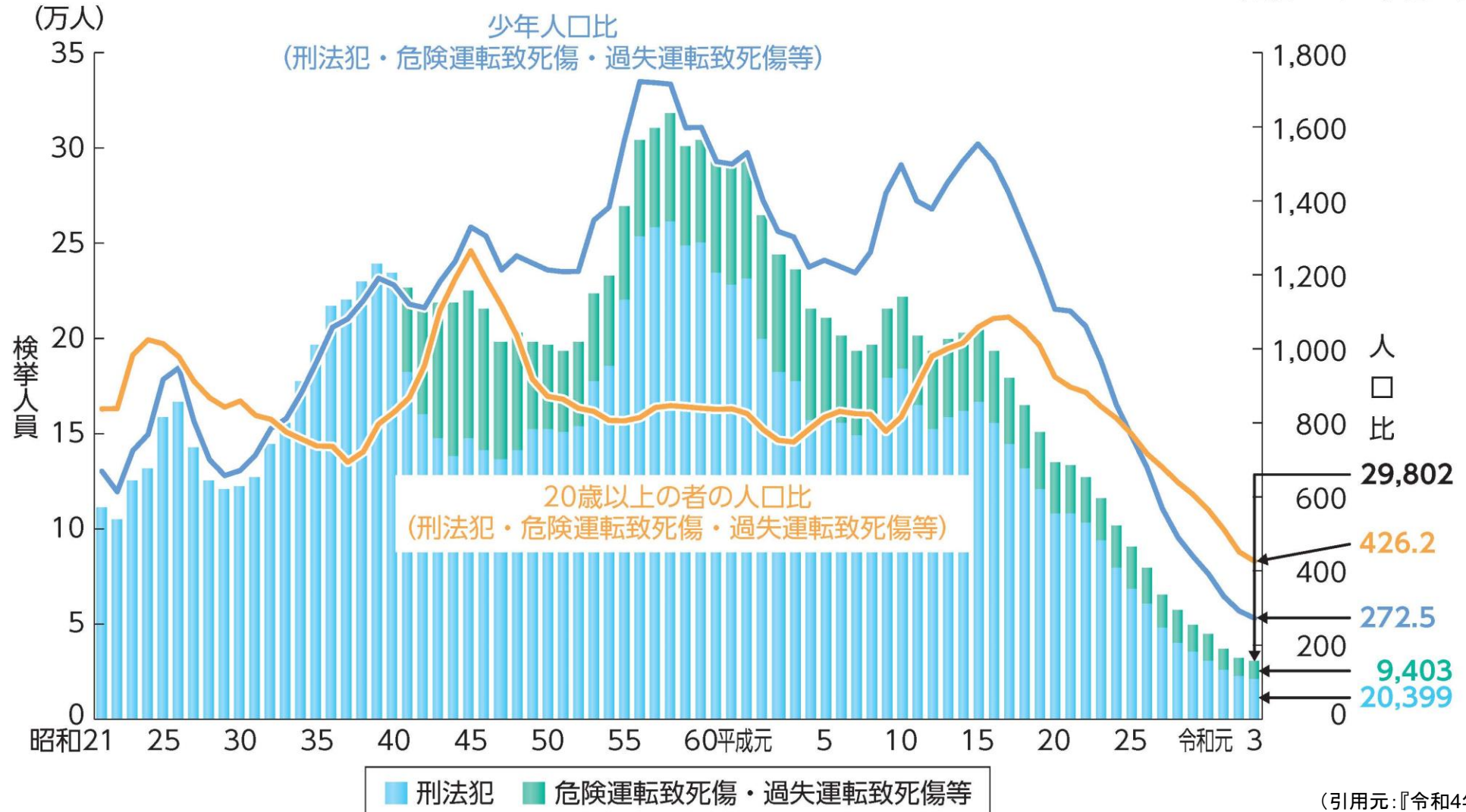
早稲田大学法学学術院 小西暁和

I 青少年を取り巻く情勢

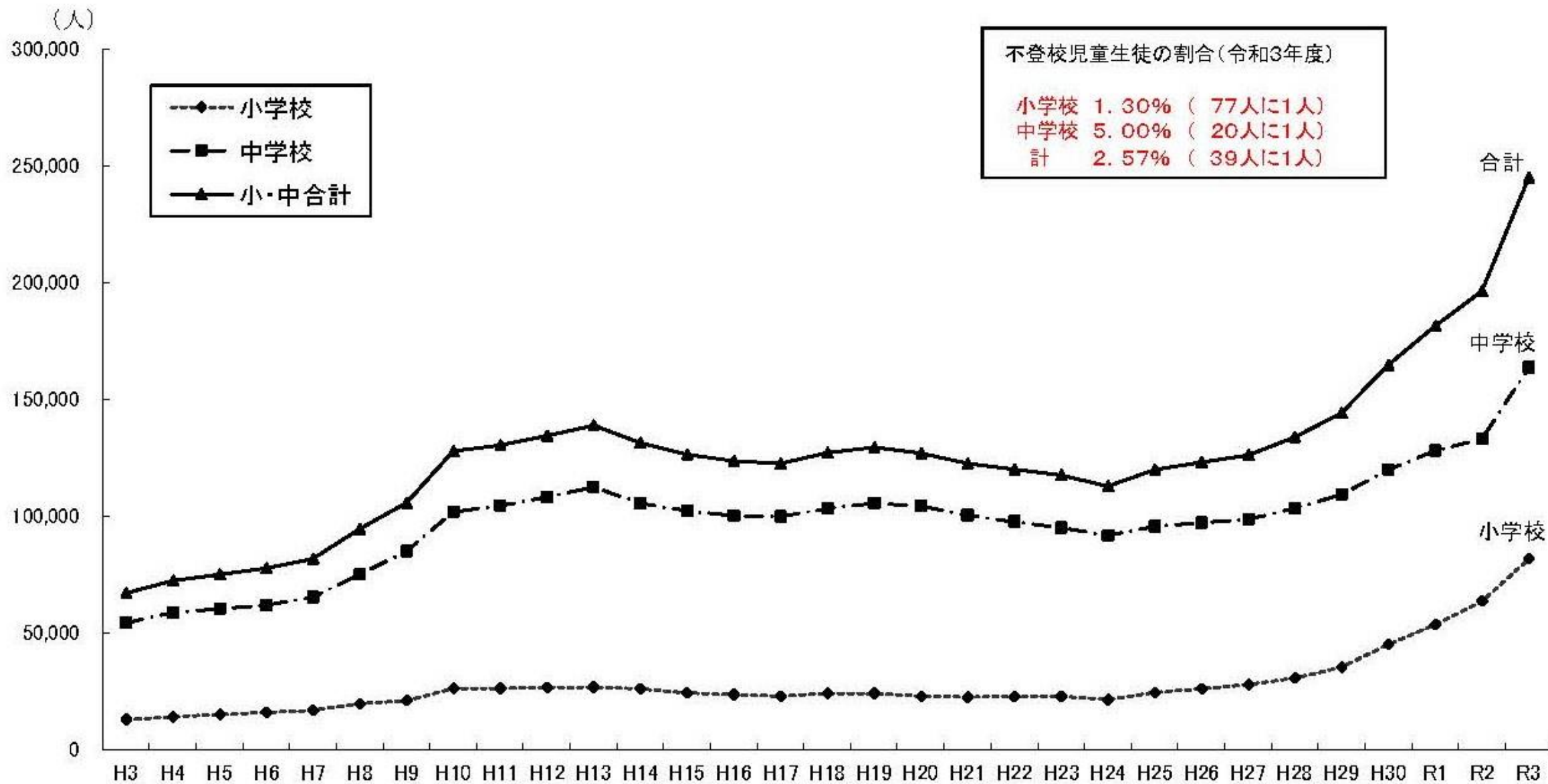
1 生きづらさの表れの変化

少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

(昭和21年～令和3年)

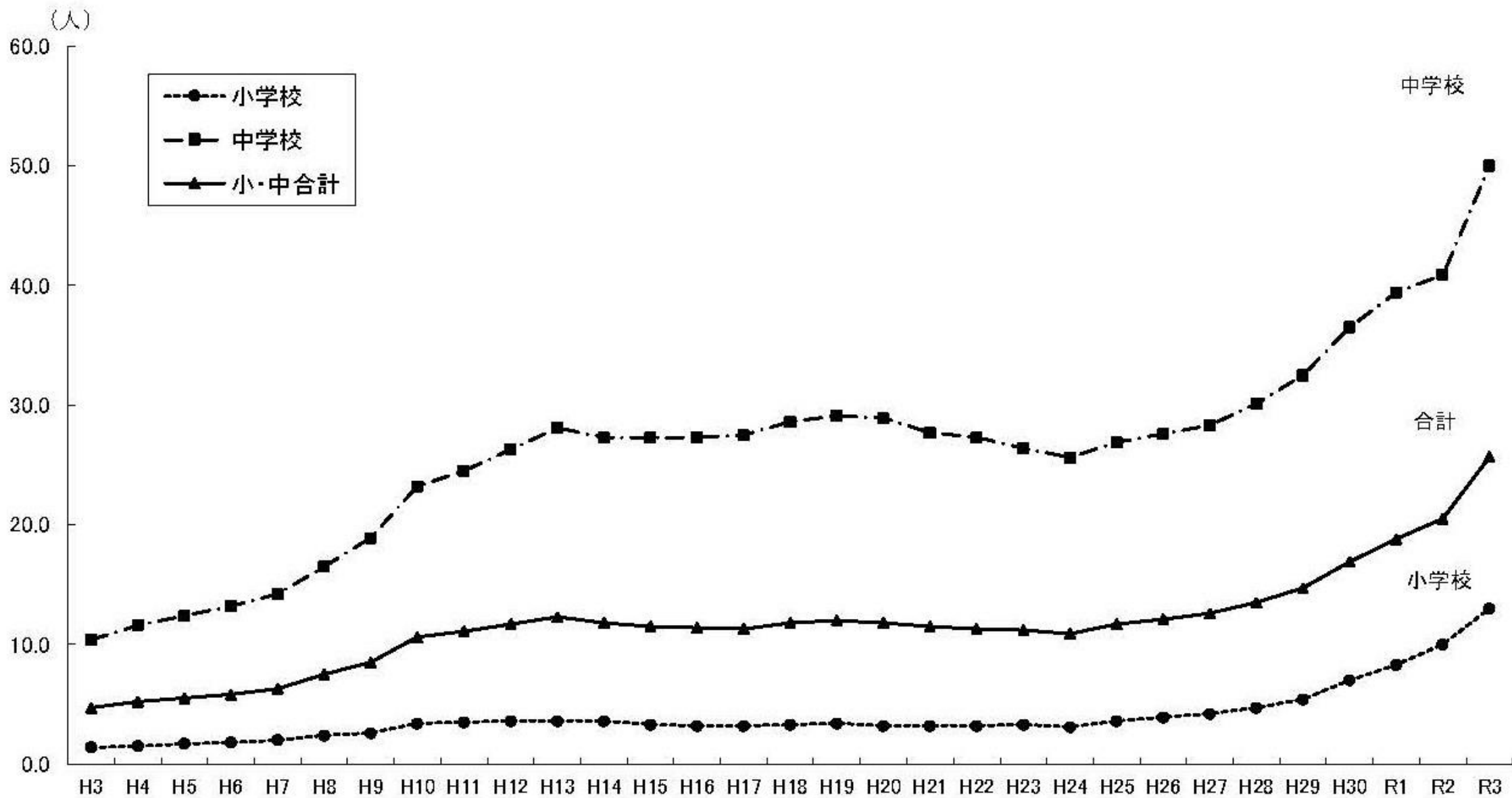


不登校児童生徒数の推移



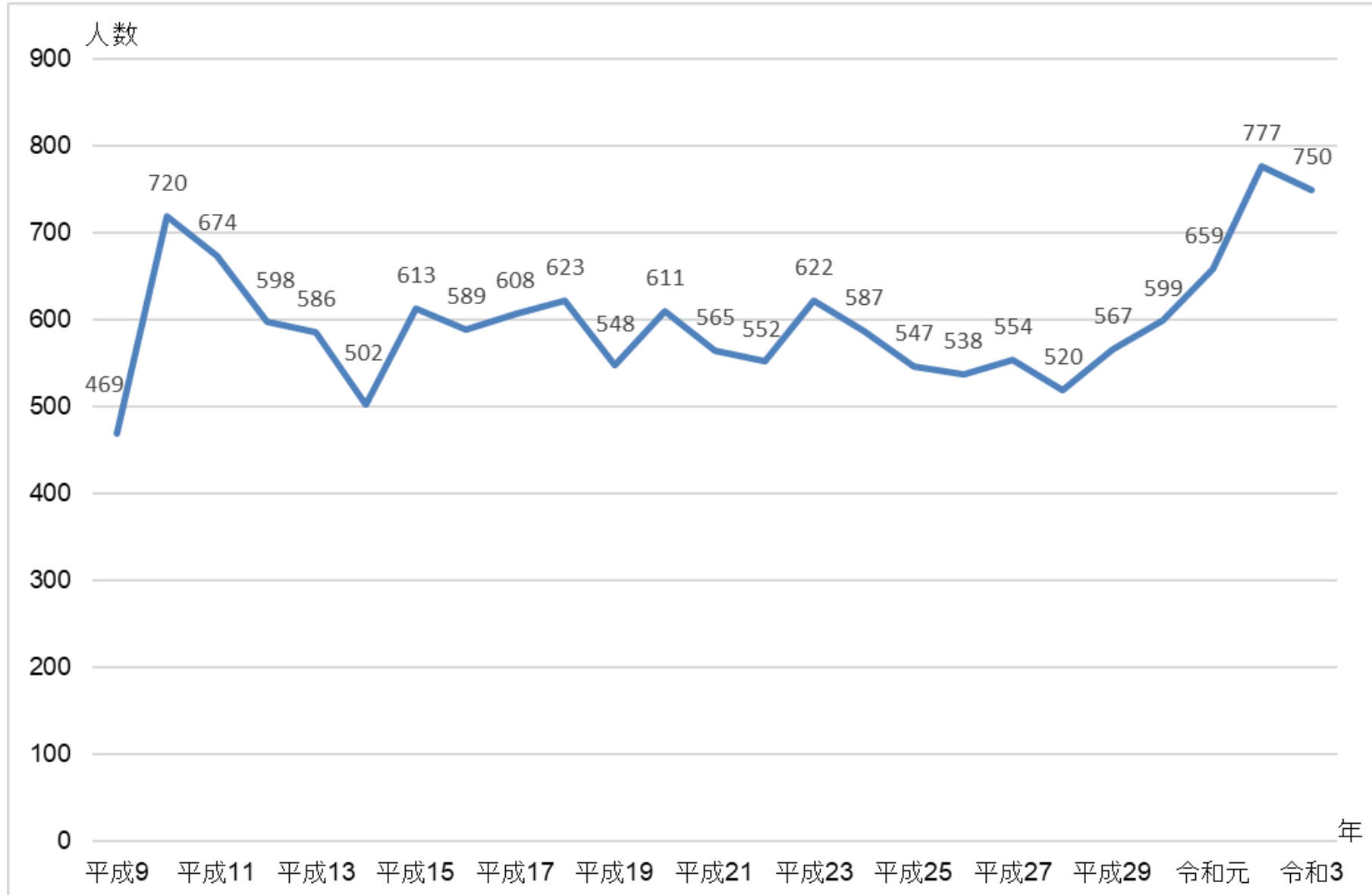
(引用元: 文部科学省「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」)

不登校児童生徒の割合(1,000人当たりの不登校児童生徒数)の推移



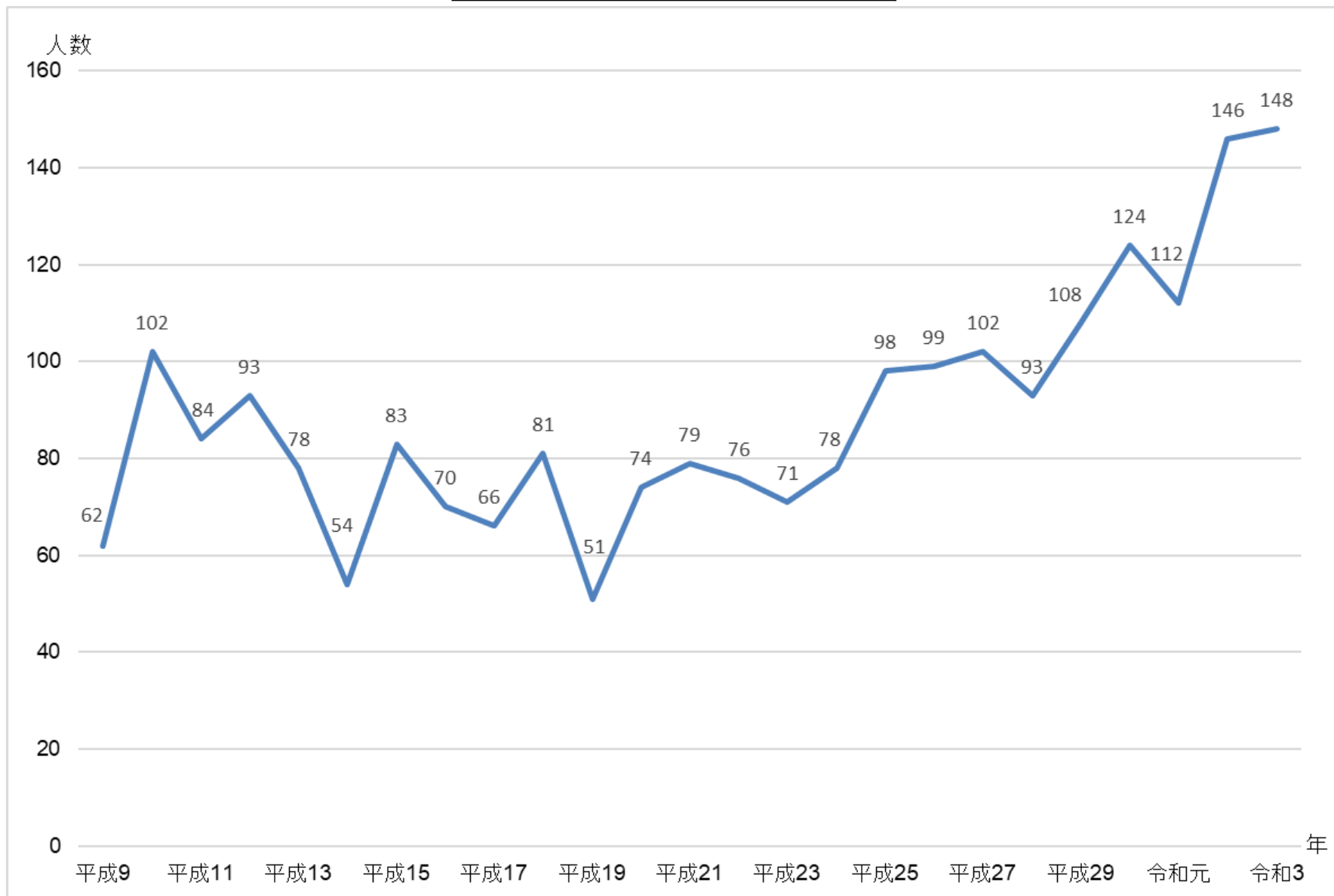
(引用元: 文部科学省「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」)

20歳未満の自殺者数の推移



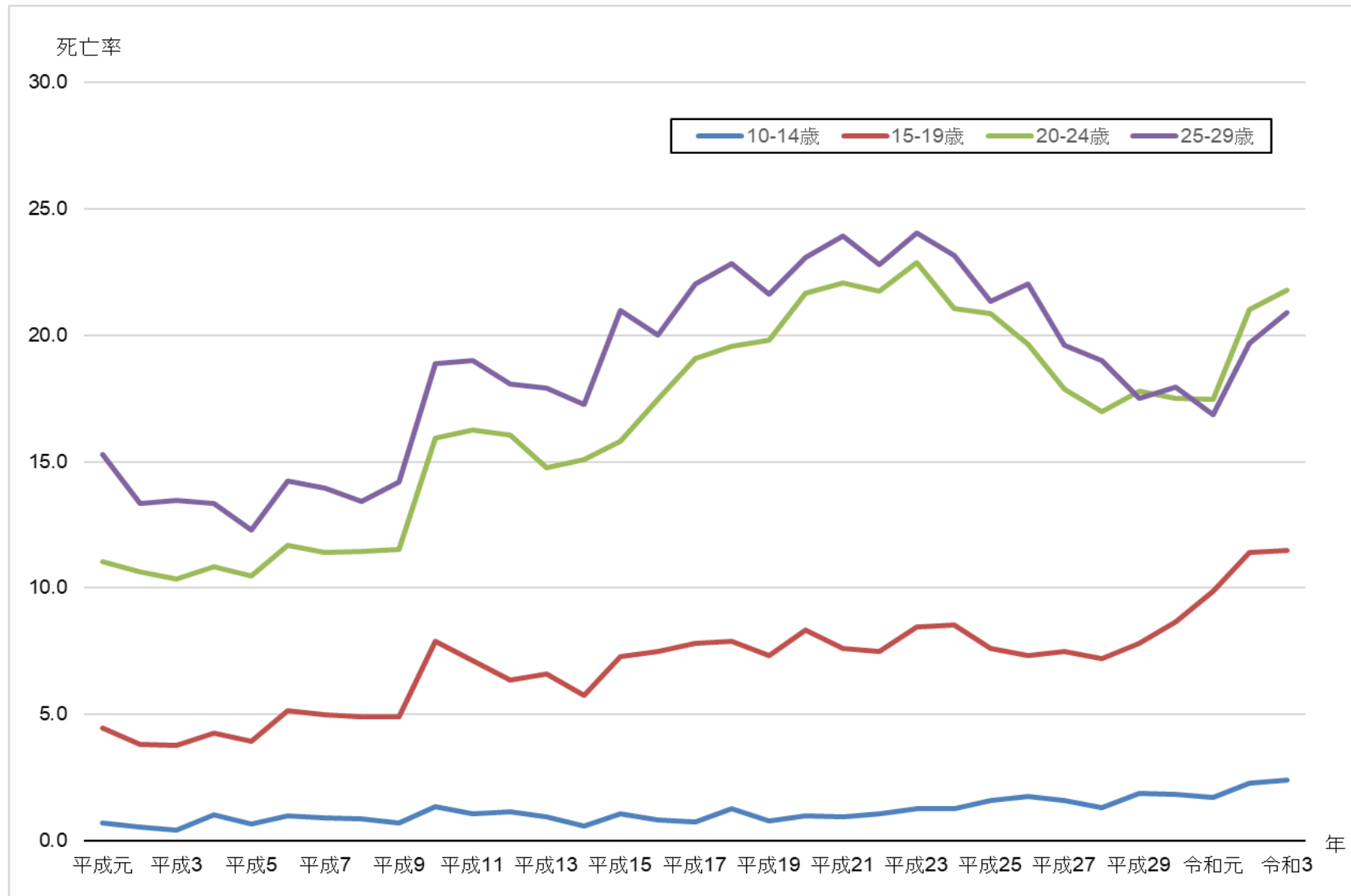
(注)警察庁「自殺統計」をもとに作成。

中学生の自殺者数の推移



(注)警察庁「自殺統計」をもとに作成。

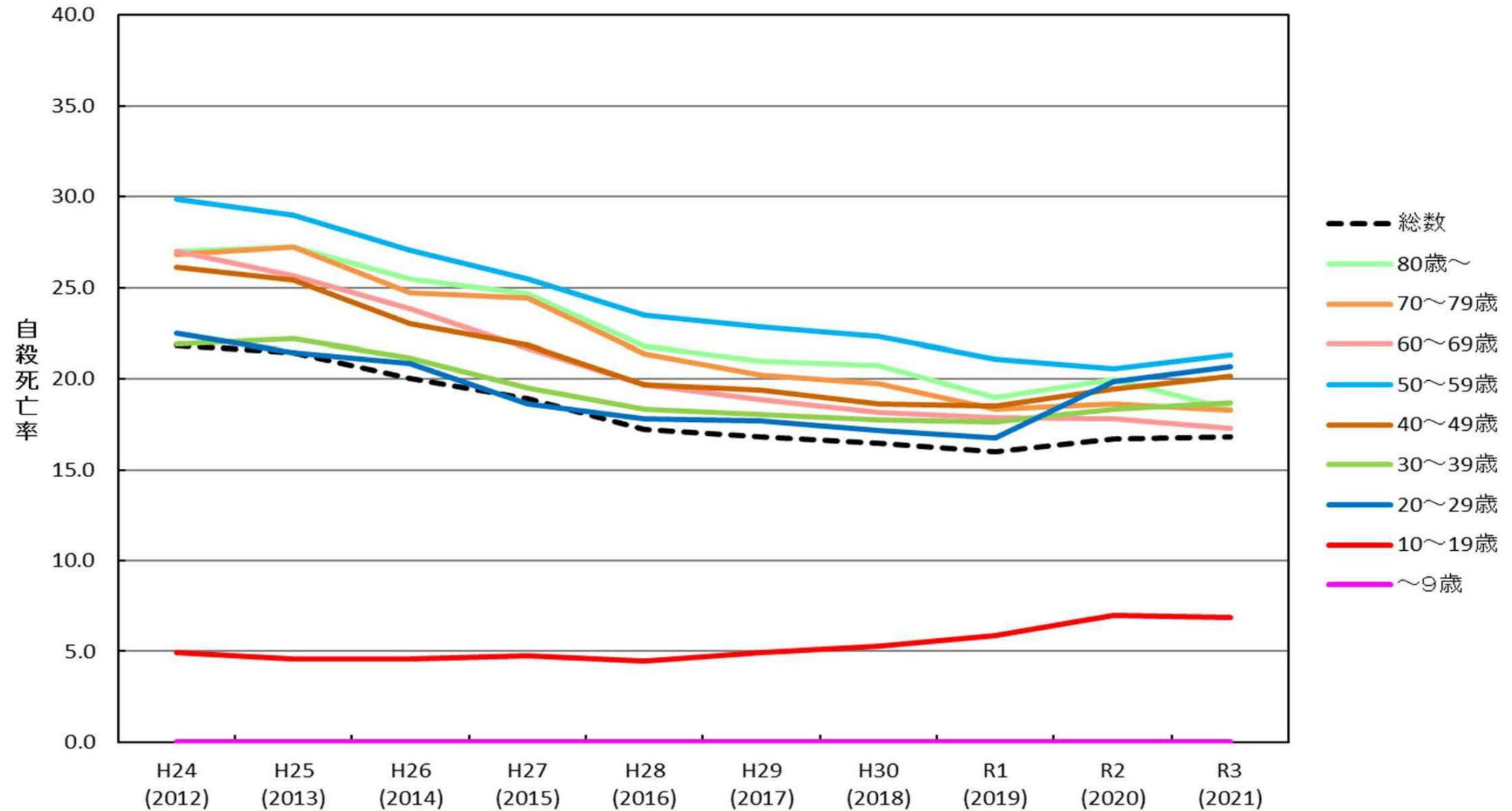
10-29歳の年齢階級別にみた自殺死亡率の推移



(注) 1. 厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。

2. 「死亡率」とは、人口10万人当たりの死亡数をいう。

年齢階級別自殺死亡率の年次推移

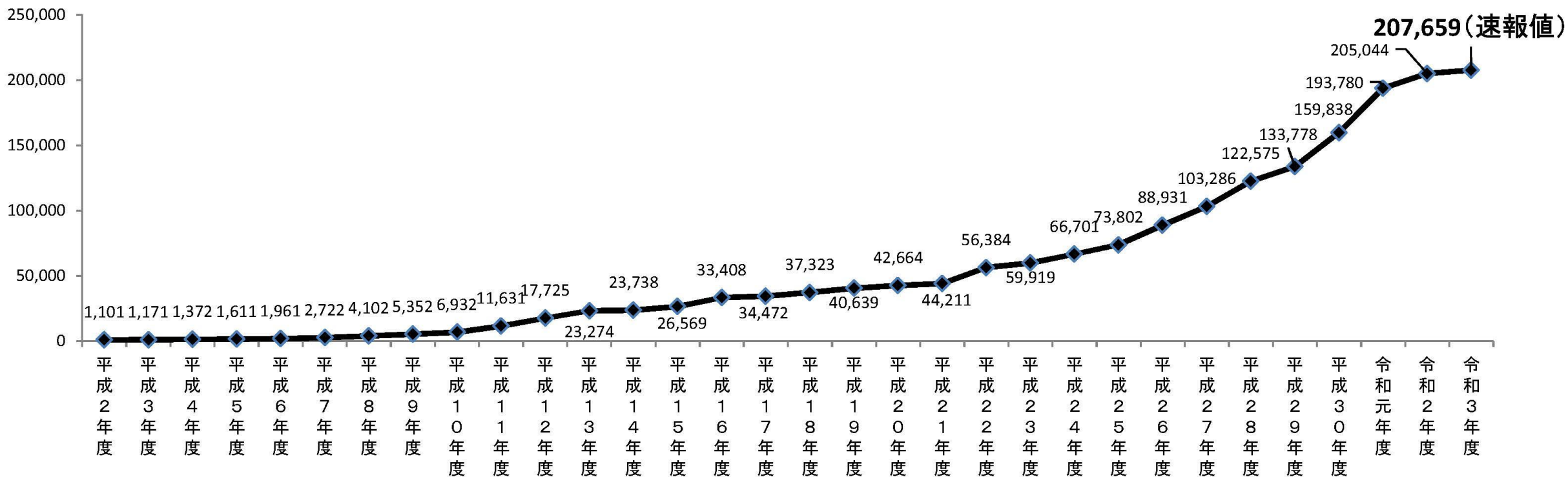


(引用元: 厚生労働省・警察庁「令和3年中における自殺の状況」)

➡ 反社会的な行動から非社会的な行動への生きづらさの表れの変化？

2 青少年が被害にあふ事案の認知件数の増加

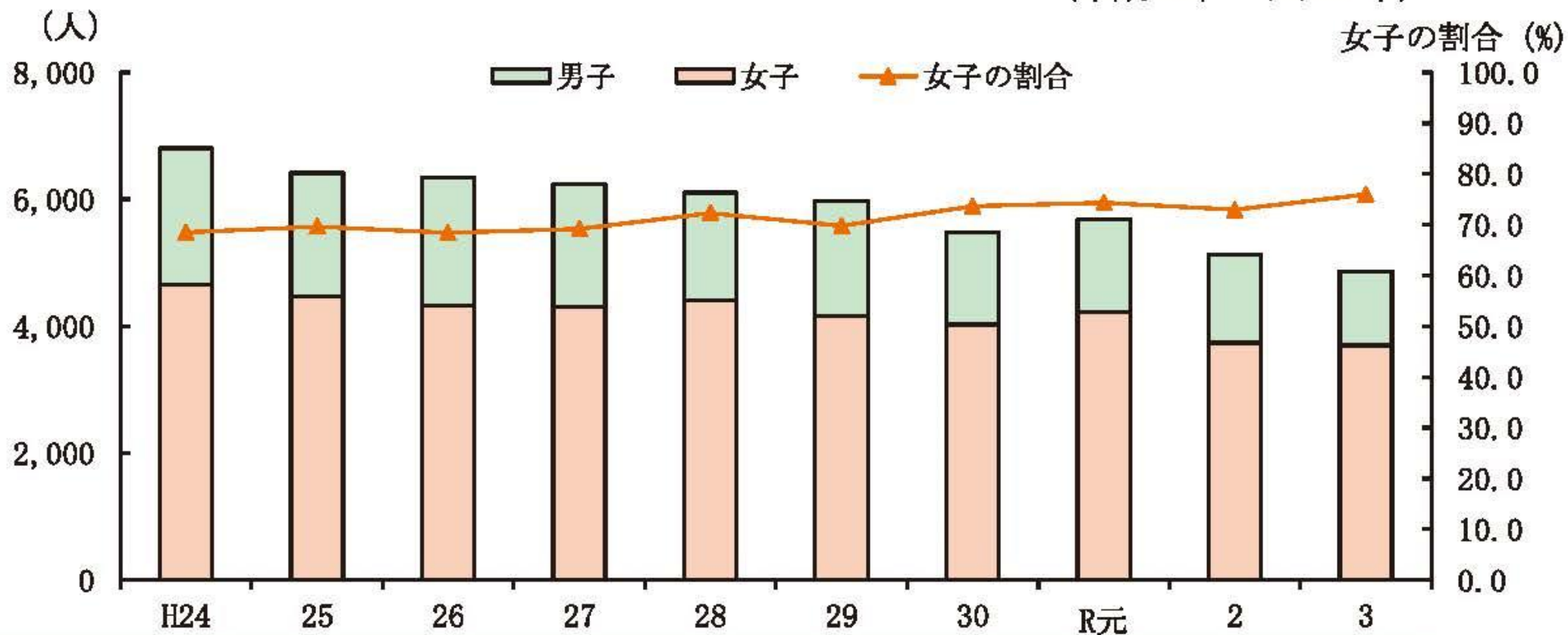
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移



(引用元:厚生労働省「令和3年度 児童虐待相談対応件数(速報値)」)

福祉犯の被害少年の推移(男女別)

(平成24年～令和3年)



区分	年	H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年
総	数(人)	6,808	6,412	6,341	6,235	6,105	5,974	5,471	5,678	5,129	4,867

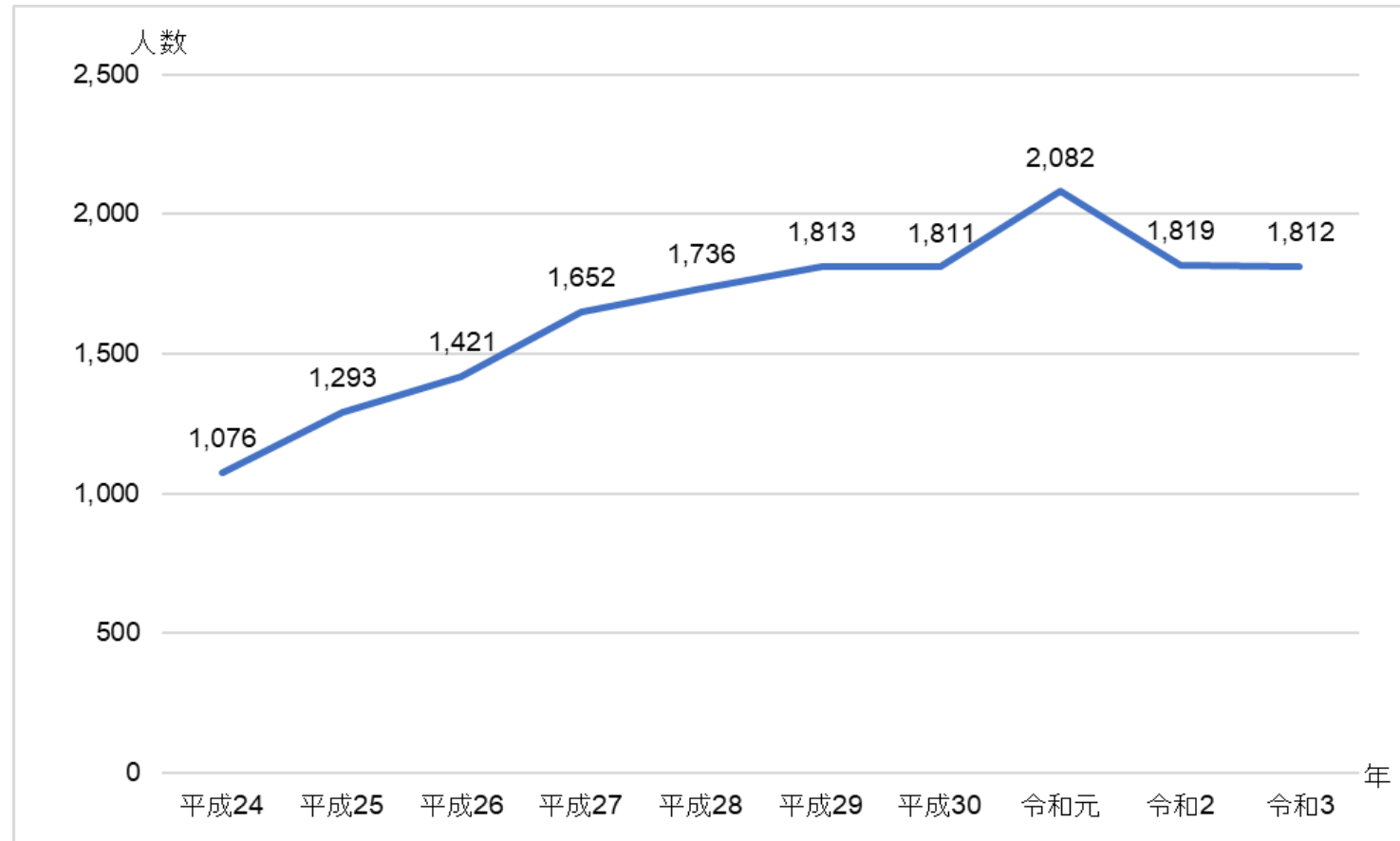
児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被害児童数の推移

(平成24年～令和3年)

区分・学職	年	H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	増減数	増減率
		児童買春事犯	総数(人)	471	462	466	518	577	645	544	562	379	408
	未就学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	小学生	1	2	3	1	5	1	0	3	5	1	▲4	▲80.0
	中学生	177	178	178	164	155	183	139	172	109	107	▲2	▲1.8
	高校生	190	225	200	272	343	379	339	348	238	274	36	15.1
	その他の学生	0	2	1	1	3	1	2	0	0	0	0	-
	有職少年	12	5	12	11	10	20	13	13	5	3	▲2	▲40.0
	無職少年	91	50	72	69	61	61	51	26	22	23	1	4.5
児童ポルノ事犯	総数(人)	531	646	746	905	1,313	1,216	1,276	1,559	1,320	1,458	138	10.5
	未就学	16	12	31	31	39	36	39	51	27	36	9	33.3
	小学生	57	80	107	113	146	227	237	240	184	265	81	44.0
	中学生	200	272	284	359	698	441	437	621	464	524	60	12.9
	高校生	233	256	296	374	390	477	532	617	598	604	6	1.0
	その他の学生	2	1	1	0	1	4	1	2	3	2	▲1	▲33.3
	有職少年	7	9	5	11	12	13	11	10	18	6	▲12	▲66.7
	無職少年	16	16	22	17	27	18	19	18	26	21	▲5	▲19.2

(引用元:警察庁「令和3年中における少年の補導及び保護の概況」)

SNSに起因する事犯の被害にあった18歳未満の者の数の推移



- (注) 1. 『令和4年版 子供・若者白書』をもとに作成。
2. SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)。
3. 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)。

➡ 大人と子どもとの「情報の非対称性」

→ 知識・経験のまだ多くない青少年の利用・搾取

3 法制度の変化

- 「子ども＝少年」への眼差しの変化
- 実態として未成熟であるにもかかわらず、「大人」としての扱い

- 平成30(2018)年の民法改正による成年年齢の引下げ(20歳から18歳へ)
→悪質な契約等による被害からの保護の必要性

3 法制度の変化

- 令和3(2021)年の少年法改正

- 18歳及び19歳の少年である「特定少年」に対して保護手続上及び刑事手続上の特例

- 「虞犯」規定の適用除外

- 衆議院及び参議院法務委員会「少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

- 「18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。」
(第204回国会衆議院法務委員会会議録第14号、第204回国会参議院法務委員会会議録第15号)

4 「心の傷」とその影響

●「逆境的小児期体験」(Adverse Childhood Experiences: ACEs)

●ACEsの項目(野坂, 2019, p. 78)

- 繰り返し、身体的な暴力を受けていた(殴られる、蹴られる など)。
- 繰り返し、心理的な暴力を受けていた(暴力的な言葉で痛めつけられる など)。
- アルコールや薬物乱用者が家族にいた。
- 母親が暴力を受けていた。
- 家庭に慢性的なうつ病の人がいたり、精神病を患っている人がいたり、自殺の危険がある人がいた。
- 両親のうち、どちらもあるいはどちらかがいなかった。
- 家族に服役中の人があった。
- 親に無視されていた。
- 親に食事や生活の世話をしてもらえなかった。
- 性的な暴力を受けていた。

4 「心の傷」とその影響

- ACEsピラミッド (Felitti et al., 1998, p. 256)

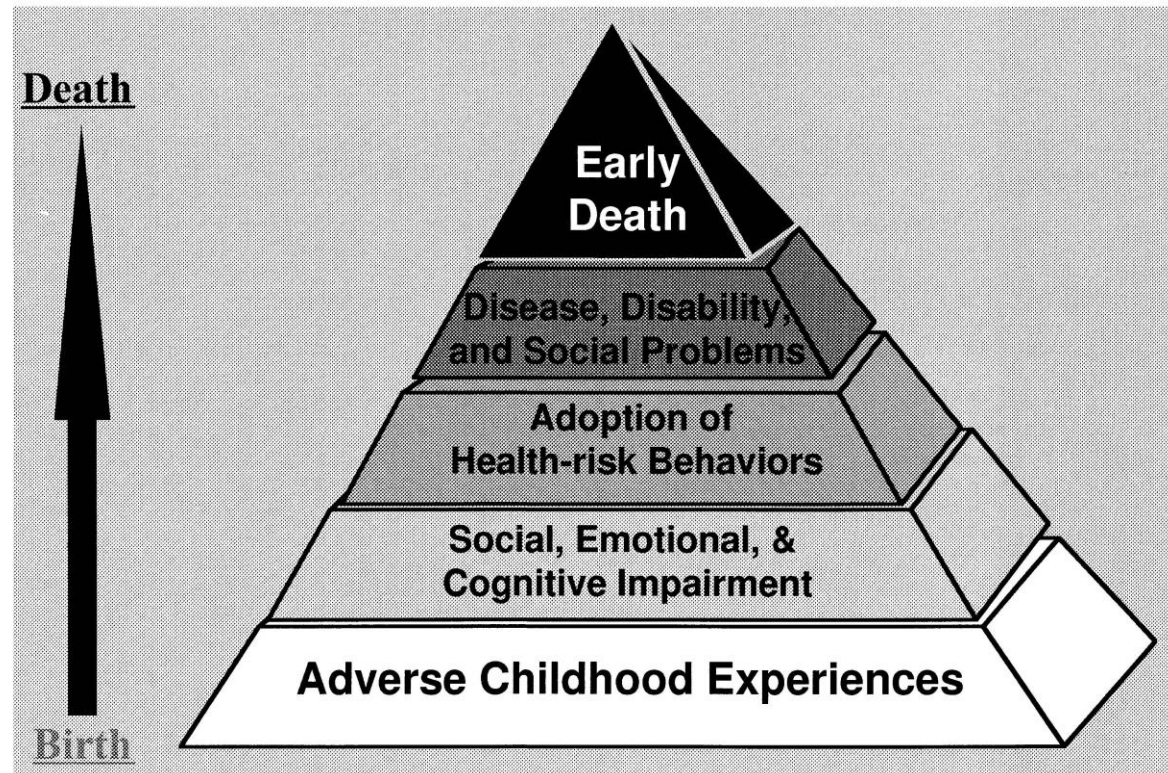


Figure 2. Potential influences throughout the lifespan of adverse childhood experiences.

4 「心の傷」とその影響

●いずれもACEsというリスク因子との相関関係の問題であって、因果関係ではない。

→保護因子が強化されれば、問題行動等との相関性は弱まり、その発現は抑制される。

➡ 早期発見、早期対応。早期の被害防止・ケアが重要

5 近時の課題

●繁華街での青少年の蝟集

→「ト一横」(新宿東宝ビル横(東京都新宿区))、「グリ下」(道頓堀のグリコ看板下(大阪市))、「ドン横」(ドン・キホーテ栄本店横(名古屋市))、「ビブ横」(横浜ビブレ横(横浜市))など

←SNSの利用

➡問題行動や犯罪被害にあう事案も

Ⅱ 刑事政策・青少年政策の方向性

1 青少年がなぜ繁華街に集まるのか

●「第三の居場所(サードプレイス)」(third place)論 (Oldenburg, 1989)

→サードプレイスの特徴:

①「中立の領域」、②「人を平等にするもの」、③「会話がおもな活動」、④「利用しやすさと便宜」、⑤「常連」、⑥「目立たない存在」、⑦「その雰囲気には遊び心がある」、⑧「もう一つのわが家」

→個人が受ける恩恵:

①「目新しさ」、②「人生観」、③「心の強壮剤」、④「ひとまとまりの友人たち」

1 青少年がなぜ繁華街に集まるのか

●家庭にも、学校にも、居場所がない子ども・若者

➡「第三の居場所(サードプレイス)」が必要

➡ただ、繁華街などでは、犯罪企図者が接触を積極的に試みてくる。

1 青少年がなぜ繁華街に集まるのか

●居場所感とインターネット空間

■内閣府「『子供・若者総合調査』の実施に向けた調査研究 報告書」(令和4年)

- 「インターネット空間」も「居場所」として認識している子どもが約7割
- 「家庭」・「学校」・「地域」が「居場所」になっていないと回答した子どもは、自己肯定感に関して、「今の自分が好きだ」という回答も、「今、自分が幸せだと思う」という回答も、いずれの割合も低い。
- これに対して、「自分は役に立たないと強く感じる」という回答の割合が高くなっている。
- 一方で、「自分の部屋」・「インターネット空間」を「居場所」として認識しているか否かは、これらの質問への回答に差異がなかった。

2 犯罪学の知見

➡ 対策において参考になるのが、環境犯罪学・状況的犯罪予防論の知見

● 日常活動理論 (routine activity theory) (Felson, 2002)

- ① 動機付けられた犯行者の供給
- ② 適当な標的あるいは有望な被害者の供給
- ③ 監視できる者 (有能な監視者) の不在

→ これらの要因が揃うことによって犯罪が起こる。

● サイバー空間における犯罪に関しても日常活動理論の有用性 (Grabosky, 2001; Grabosky, 2007)

2 犯罪学の知見

- 「環境設計を通じた犯罪予防(防犯環境設計)」(Crime Prevention Through Environmental Design: CPTED)

→犯罪企図者に対して、

- ① 被害対象の強化・回避
- ② 接近の制御
- ③ 監視性の確保
- ④ 領域性の強化

➡「被害者」、「加害者」、「場所(環境)」へのアプローチの重要性

3 青少年政策において重要な視点

第2期の「東京都子供・若者計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

➡「計画のポイント」としての3つの視点

第1の視点として、「一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点」

第2の視点として、「子供・若者の状況に応じて支援する視点」

第3の視点として、「子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点」

3 青少年政策において重要な視点

(1) 一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

「支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要」

➡ 親のような世代の視点からではなく、同世代の目線で

●「ピアサポート」(peer support) : 当事者が互いを支え合う活動

→ 不安・孤独感の軽減(仲間の存在)、有益な情報の獲得(実体験に基づく知識・ノウハウのアドバイス)、ロールモデルの役割(生き方の手本・指針)

● 中高生等にとってはやや上の年齢の若者(「ちょっと先輩」・「年上のきょうだい」のような存在)との間の「ナナメの関係」(ex. BBS会)

◆ 分化的接触理論(differential association theory) (Sutherland, 1939)

3 青少年政策において重要な視点

(2) 子供・若者の状況に応じて支援する視点

「子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が必要」

■➡ 問題行動の背後にあり得るトラウマ(「心の傷」)を理解した青少年施策の必要性

● 「トラウマ・インフォームド・ケア」(trauma-informed care)

3 青少年政策において重要な視点

(3) 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

「複合的な課題に対応するため、関係機関等の連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要」

➡ 児童福祉、教育、少年警察活動、若年被害女性への支援活動などとの幅広い連携

- 令和4(2022)年の少年警察活動規則の改正

→「特定少年」に関する補導・支援

- 令和4年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

→「民間の団体との協働による支援」(同法13条)

→民間の団体によるアウトリーチ型の支援の意義

参考文献

- 野坂祐子(2019)『トラウマインフォームドケア—“問題行動”を捉えなおす援助の視点』日本評論社
- Felitti, V. J., Anda, R. F., Nordenberg D., Williamson, D. F., Spitz, A. M., Edwards, V., Koss, M. P., & Marks, J. S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The adverse childhood experiences (ACE) study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14 (4), 245-258.
- Felson, M. (2002). *Crime and everyday life* (3rd ed.). Thousand Oaks, California: Sage.[マーカス・フェルソン／守山正監訳(2005)『日常生活の犯罪学』日本評論社]
- Grabosky, P. N., (2001). Virtual criminality: Old wine in new bottles? *Social and Legal Studies*, 10 (2), 243-249.
- Grabosky, P. N., (2007). *Electronic crime*. Upper Saddle River, New Jersey: Pearson Prentice Hall.
- Oldenburg, R. (1989). *The great good place: Cafés, coffee shops, bookstores, bars, hair salons and other hangouts at the heart of a community*. Cambridge, Massachusetts: Da Capo Press.[レイ・オルデンバーグ／忠平美幸訳(2013)『サードプレイス—コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』みすず書房]
- Sutherland, E. H. (1939). *Principles of criminology* (3rd ed.). Chicago, Illinois: J. B. Lippincott.

ご清聴ありがとうございました。